

<筑波大学発ベンチャーデータ記入要領>

1. 本調査票は、新たにベンチャーを起業したり、所在地等のデータが変更になった時等、随時記入して提出してください。
2. 本調査票には、設立時に「大学等が関係した」ベンチャーを記入してください。したがって、現在は廃業した、全く無関係となっている、関係する教員等が異動した等のベンチャーも、実績としてご記入の上、ご提出ください。また、これらベンチャーの廃業等した年月日もご記入ください。
3. 有限会社から株式会社になった場合、設立年月日は設立当初の有限会社の方をご記入ください。
4. NPO 法人は記入しないでください。
5. 日本国内に設立したベンチャーのみご記入ください。

<大学発ベンチャーの定義>

「大学発ベンチャー」とは大学が関係して設立されたベンチャーです。「ベンチャー」とは、大学における教育研究に基づき新たな技術やビジネス手法をもとにして設立した企業をいいます。また、「大学が関係した」とは次のことを意味します。

- (1)大学の教職員、学生・院生（以下、学生等）を発明人とする特許をもとに起業。（**特許による技術移転型**）
- (2)(1)以外の大学で達成された研究成果または習得した技術に基づいて起業。（**特許以外による技術移転（または研究成果活用）型**）
- (3)大学の教職員、学生等がベンチャーの設立者となったり、その設立に深く関与するなどした起業。ただし、教職員、学生等が退職、卒業等した場合には、当該ベンチャー設立まで他の職に就かなかつた場合または退職や卒業等から起業までの期間が1年以内の事例に限る。（**人材移転型**）
- (4)大学、TLO やこれらに関連のあるベンチャーキャピタルがベンチャーの設立に際して出資をした場合。（**出資型**）